平成２１年（フ）第３３５３号
愛知県大府市共西町２丁目１番地　グランドハイツ共和２Ｃ号
債務者　小野田博美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３６２号
名古屋市北区如意４丁目119番地
債務者　平松　芳昭
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６９号
愛知県田原市田原町北荒井47番地７　フジトランスＣＯ．Ａ棟304号
債務者　和田　嘉則
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２８１号
愛知県豊橋市芦原町字芦原93番地の５
債務者　穂迫　新次
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第３２７号
愛知県豊橋市佐藤１丁目９番地の１　２－508
債務者　金田　純一
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１３８号
三重県志摩市磯部町築地1617番地８
債務者　山路　真紀
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
三重県伊勢市小俣町宮前795番地
債務者　濱口　富子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１５８号
青森県十和田市大字三本木字並木西183番地３
債務者　川村真紀子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第９６３号
埼玉県川口市朝日２丁目６番15号
債務者　西田　米吉
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９６４号
埼玉県川口市朝日２丁目６番15号
債務者　西田　正枝
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４６９号
さいたま市緑区東浦和２丁目78番地６　ロイヤルパレスⅠ―103号
債務者　小川　　均
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９７号
埼玉県和光市新倉１丁目37番８号　ＷＪ・ＷⅢハイツ102
債務者　折本啓一郎
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５３１号
埼玉県戸田市笹目１丁目41番地の２　Ｃ・Ｆ・Ｎ・Ｇ―ＴＯＫＩＷＡ302号室
債務者　大石ルミ子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５０号
埼玉県北葛飾郡栗橋町大字小右衛門473番地
債務者　猿橋ひろみ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１５７０号
さいたま市見沼区大字南中丸280番地３　サンハイツ八幡Ｂ102
債務者　和田　朋子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１４号
さいたま市北区吉野町２丁目263番地７
債務者　木村　重範
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２４号
埼玉県鴻巣市宮前44番地６
債務者　赤岩　徳彦
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５０７号
静岡県沼津市下香貫汐入2166番地　コーポエビ沢
債務者　勝呂喜美雄
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係